

平成14年度「児童福祉週間」実施要領

1 名 称

平成14年度「児童福祉週間」

2 趣 旨

次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことは国民すべての願いであり、またそのような環境をつくることは国民の使命でもある。

しかし、近年の児童を取り巻く環境は、少子化の進行や児童虐待の増加など大きく変化しており、家庭や地域における子育て機能が低下する中で、夢や希望を持ちながら子育てのできる環境を整備することは、社会全体として取組まなければならない課題となっている。

このような観点から、毎年5月5日の「こどもの日」を中心とした児童福祉週間において、国及び地方公共団体、家庭、学校、福祉関係機関、児童福祉施設、企業及び地域社会等、社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るものとする。

3 標 語

心で聴こう 子どもの言葉 心で観よう 子どもの姿

〔平成14年度「児童福祉週間」の標語として、全国公募により選定された〕
〔竹下 朱美さん（愛知県）の作品〕

4 期 間

平成14年5月5日（日）から5月11日（土）までの1週間。

ただし、地域の実情による期間延長等の変更は差し支えない。

5 主 唱

厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会、（財）こども未来財団

6 協 力

（1）関係省庁等

内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、最高裁判所、最高検察庁、国立国会図書館

(2) 関係団体等

(50音順)

NHK	全国児童養護施設協議会
(社福) NHK厚生文化事業団	(社福) 全国重症心身障害児(者)を守る会
(社福) 朝日新聞厚生文化事業団	(社福) 全国心身障害児福祉財団
(株) 朝日新聞社	全国知事会
(財) 朝日生命厚生事業団	全国町村会
(財) 雨宮児童福祉財団	全国町村議会議長会
家族計画国際協力財団	全国特殊教育推進連盟
(社福) 恩賜財団母子愛育会	全国都道府県議会議長会
(社団) ガールスカウト日本連盟	全国乳児福祉協議会
(財) がんの子供を守る会	全国母親クラブ連絡協議会
(財) 切手の博物館	(社団) 全国ベビーシッター協会
(社団) 共同通信社	全国保育協議会
(財) キリン福祉財団	全国保育士会
(社団) 経済団体連合会	(社団) 全国保健センター連合会
(社福) 子どもの虐待防止センター	(社団) 全国訪問看護事業協会
(社福) こどもの国協会	全国母子生活支援施設協議会
(株) 時事通信社	全国民生委員児童委員連合会
(財) 資生堂社会福祉事業財団	全国連合小学校長会
(財) 児童育成協会	(財) 全日本社会教育連合会
(財) 児童健全育成推進財団	全日本私立幼稚園連合会
(特法) 社会福祉・医療事業団	全日本中学校長会
心身障害者団体連絡協議会	(社福) 全日本手をつなぐ育成会
(特法) 心身障害者福祉協会	(社福) 中央共同募金会
全国LD(学習障害)親の会	(財) 中央競馬馬主社会福祉財団
(社団) 全国学校図書館協議会	(財) つくば科学万博記念財団
全国家庭相談員連絡協議会	(財) 鉄道弘済会
全国高等学校長協会	テレビ朝日
全国高等学校PTA連合会	(株) 西日本新聞社
全国国公立幼稚園長会	日本海洋少年団連盟
(社団) 全国子ども会連合会	日本BBS連盟
(財) 全国里親会	(社団) 日本PTA全国協議会
全国市議会議長会	(社団) 日本栄養士会
全国市長会	(社団) 日本家族計画協会
全国情緒障害児短期治療施設協議会	(社団) 日本看護協会
全国児童自立支援施設協議会	(社団) 日本筋ジストロフィー協会
全国児童相談所長会	日本経営者団体連盟

(株) 日本経済新聞社 日本鯉のぼり協会 (財) 日本口腔保健協会 日本財団 (社福) 日本肢体不自由児協会 (特法) 日本自転車振興会 (財) 日本児童福祉協会 (財) 日本児童家庭文化協会 (社団) 日本助産婦会 (社団) 日本自閉症協会 (社団) 日本重症児福祉協会 日本商工会議所 (社団) 日本青年会議所 日本赤十字社 (財) 日本宝くじ協会	(社団) 日本図書館協会 (社福) 日本保育協会 (社団) 日本民間放送連盟 (財) 日本ユニセフ協会 (株) フジテレビジョン (財) ボーイスカウト日本連盟 (財) 報知社会福祉事業団 (財) 母子衛生研究会 (社団) 母子保健推進会議 (株) 北海道新聞社 (株) 毎日新聞社 (財) 前川報恩会 (株) 読売新聞社 その他の団体
--	---

7 運動項目

次の内容を中心に運動を展開する。

(1) 児童福祉の理念の普及

少子化の進行や核家族化など、児童や家庭を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、次代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努める。このため、行政のみならず、企業や地域社会が参加した社会全体による子育て家庭の支援について広報啓発活動を推進する。

(2) 家庭における親子のふれあい促進

子どもの夢、将来の希望などについて話し合うなど親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会や情報の提供に努める。

(3) 地域における健全育成活動の促進

児童館などを利用して子どもに遊びの機会を提供し、子どもが異なる年齢集団の中で遊んだり、自然の体験学習や社会参加活動を通じて子どもの心の成長に努めるとともに、これらを支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

また、夫婦共働き家庭が一般化している中で、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童健全育成事業の普及を図る。

(4) 児童虐待や少年非行等への適切な対応

児童虐待や少年非行に適切に対応するため関係行政機関をはじめ、児童福祉施設、学校、地域住民、児童委員等が緊密に連携する体制を整備し、早期発見・早期対応に努める。

(5) 母と子の健康づくりの推進

母性の保護及び乳幼児の健康の確保は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、母子健康センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

(6) 多様化する保育需要への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要の増大・多様化に対応し、保育所における低年齢児保育や延長保育等の事業の充実に努めるとともに、育児講座等の活動を通じて保育所の地域における子育て支援センターとしての役割について広報・普及に努める。

(7) 障害のある児童に対する理解の促進

障害のある児童の地域での生活を支援するため、地域住民一人一人が各種の福祉活動等に積極的に参加することができるよう充実した地域活動の推進に努める。

(8) 児童の権利に関する条約の普及啓発

平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」の普及に努めるとともに、開発途上国の子どもの健康や栄養増進のための国際協力活動への理解を促進する。

8 中央における行事等の事例

(1) 厚生労働省における行事

- ・子どもたちによる「こいのぼり」の掲揚式と「児童福祉週間」標語の表彰式
(4月22日 厚生労働省玄関前)

(2) 関係省庁における行事等

- ・各中央省庁における「こいのぼり」掲揚(4月22日～5月11日 各中央省庁)
- ・こどもの日における「養殖研究所日光支所」への無料入館の実施(中学生以下)
- ・こどもの日における「国営滝野すずらん丘陵公園」、「国営みちのく杜の湖畔公園」、「国営常陸海浜公園」、「国営武蔵丘陵森林公園」、「国営昭和記念公園」、「国営越後丘陵公園」、「国営明石海峡公園」、「国営備北丘陵公園」、「国営讃岐まんのう公園」、「海の中道海浜公園」、「国営吉野ヶ里歴史公園」への無料入園等及び「国営沖縄記念公園」への無料入館の実施(6歳以上15歳未満)

- ・ こどもの日における「新宿御苑」への無料入園の実施（中学生以下）
- ・ こどもの日などにおける「通信総合博物館」への無料入館の実施（高校生以下）
- ・ こどもの日における「独立行政法人国立科学博物館」、「独立行政法人国立科学博物館筑波研究資料センター（筑波実験植物園）」及び「独立行政法人国立科学博物館附属自然教育園」への無料入館（園）の実施（中学生以下）

（3）関係団体による行事等

- ・ こどもの文化の向上を図るための「児童福祉文化賞」（厚生労働大臣賞）の表彰と作品発表（5月10日 朝日生命ホール）
- ・ 「こどもの国あそびフェスティバル」の開催（4月27日～29日 こどもの国）
- ・ 「こどもの国春まつり」の開催（5月3日～6日 こどもの国）
- ・ 「こどもの城あそびフェスティバル」の開催（4月28日～5月6日 こどもの城）
- ・ こどもの日における「こどもの国」への無料入園の実施（中学生以下）
- ・ こどもの日における「こどもの城」への無料入場の実施（18歳未満）
- ・ こどもの日における「つくばエキスポセンター」への半額入場の実施（高校生以下）
- ・ 児童福祉週間における「切手の博物館」への無料入館の実施（中学生以下）
- ・ 報道機関の協力による広報活動の展開